



## 令和5年度 防災訓練を実施しました

災害や緊急事態が起きた時、水道施設の被害を最小限に抑え、速やかに水道を復旧することが大切です。そのために、普段から様々な災害を想定し、対策を練ったり、年次の訓練を実施しています。こうした取り組みを重ねることで、災害時には迅速かつ正確な対応ができるよう努めています。



本年度の防災訓練は、令和5年11月8日(水)に那珂川市の東隈浄水場で大野城市上下水道局と共同で実施しました。当日の訓練内容は、浄水場内の給水栓から給水車への補水、給水車の操作、パネル式給水タンク及び応急給水栓の組み立て等を行いました。

お問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

## 令和6年第1回議会定例会議決結果及び一般質問

2月20日、21日に行われた令和6年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会の議案及び議決結果は次のとおりです。議事録は準備が出来次第、企業団ホームページに掲載します。次回の議会定例会は、令和6年10月23日、24日に開催予定です。

議案番号	議案内容	議決結果	賛成数
議案第1号	春日那珂川水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議案第2号	春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議案第3号	春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議案第4号	春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議案第5号	春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議案第6号	令和5年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決	全員賛成
議案第7号	令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について	原案可決	賛成多数
議員提出議案第1号	春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

※一般質問はありませんでした。

お問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

## みずほ銀行での納入通知書払いの取扱い終了について

令和6年4月1日以降は、みずほ銀行の窓口において納入通知書でのお支払いができなくなります。納入通知書に、納付場所として「みずほ銀行」が記載されているものでも納付ができませんので、ご注意ください。

※口座振替については、引き続きご利用可能です。

## 検針日等のお知らせ

	期	メーター検針	口座振替	納付書納期限	検針地区
奇数月検針地区	6期(2・3月)	3月21日(木)～月末	4月30日(火)	4月30日(火)	春日市給水区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	1期(4・5月)	5月21日(火)～月末	7月1日(月)	6月30日(日)	
	2期(6・7月)	7月21日(日)～月末	9月2日(月)	8月31日(土)	
偶数月検針地区	1期(3・4月)	4月21日(日)～月末	5月31日(金)	5月31日(金)	春日市給水区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山 那珂川市給水区域
	2期(5・6月)	6月21日(金)～月末	7月31日(水)	7月31日(水)	
	3期(7・8月)	8月21日(水)～月末	9月30日(月)	9月30日(月)	

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

お問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988

## 令和6年度予算

水道事業の運営は、地方公営企業法に基づき独立採算制をとっており、お客さまにお支払いいただく水道料金収入を主な財源としています。

会計処理は、「収益的収支予算」と「資本的収支予算」の2本立てとなっており、どちらも税込み表示としています。また、( )内の数値は前年度予算対比での増減率を表しています。

### 収益的収支(消費税込み)

水道水をつくり、ご家庭に届けるために必要な経費とその財源です。

その他収入 1億2,710万円(3%増)	収支差引額 1億2,873万円(41%減)
長期前受金戻入 2億6,560万円(2%減)	減価償却費等 10億3,618万円 (2%増)
加入負担金 1億5,552万円(12%増)	
水道料金 25億2,693万円 (1%減)	
	人件費・施設管理費等 5億7,112万円 (1%増)
	送水費 1億5,480万円(2%減)
	受水費・浄水費 11億1,594万円 (6%増)
<b>収益的収入</b> 30億7,515万円(0.3%減)	<b>収益的支出</b> 29億4,642万円(3%増)

### 資本的収支(消費税込み)

水道施設の新設や改良をするために必要な経費とその財源です。

<b>令和6年度の主な事業</b> ・春日水源電気計装設備改修工事 ・配水施設整備事業 (新設管布設及び老朽管更新)	留保資金等 補てん財源	収支不足額 10億1,388万円 (8%減)
その他事業費 3,804万円(33%減)		出資金 4,830万円(31%減)
		工事負担金 1,062万円(1%減)
		企業債 3億円 (増減なし)
		出資金 4,830万円(31%減)
		企業債償還元金 4億7,799万円 (5%減)
		配水施設整備費 7億1,470万円 (15%増)
		水源・浄水場施設整備費 9,377万円(61%減)
		<b>資本的収入</b> 3億5,928万円(9%減)
		<b>資本的支出</b> 13億7,280万円(8%減)

収益的収支の支出には、減価償却費のように現金支出を伴わないものがあり、これらは企業団内部に留保されます。資本的収支における収支不足額は、このような留保資金等で補てんされます。

収益的収支の収支差引額は消費税込みでの差引額です。消費税抜きでの差引額である純利益は、5,657万円を予定しています。

収益的収支における長期前受金戻入とは、固定資産の取得にあたり財源となった補助金等のうち、当該年度の減価償却費に対応する額を収益化するものです。会計処理上の収益であり、外部からの現金収入はありません。

お問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

## 年末のお掃除はお早めをお願いします！

### 1 使用中止の手続き

引っ越しの3~4日前までに、水道使用量のお知らせ等に記載されている「お客様番号」並びに「使用中止日」、「転居先の住所」、「支払い方法」等を料金課へご連絡ください。

### 2 使用開始の手続き

水道を使用される3~4日前までに、料金課へご連絡ください。また、転居先に透明の袋に入った「水道使用開始届」を置いていただきますので、必要事項をご記入のうえ、郵便ポストへ投函してください。

※「水道使用開始届」がない場合は、お手数をおかけしますが料金課までご連絡ください。

※3階建て以上のマンション等で、当企業団から直接お客さまへ水道料金等を請求していない場合は、当企業団への水道使用開始・中止・休止の手続きは不要です。

### 引っ越しシーズンはインターネットでの手続きがオススメです！

3月、4月のお手続きは電話が混み合っつながりにくい場合があります。24時間利用可能なインターネットでの手続きがオススメです。



詳しくはホームページ(<https://kasuga-nakagawa-suido.or.jp>)をご覧ください。

▲企業団ウェブサイト

### 水道料金のお支払いは口座振替がオススメです！

口座振替をご利用いただきますと、決まった日にお客さまご指定の口座から、自動的に水道料金等が支払われます。お申込みは、インターネット(下記に説明。)、並びに春日市内及び那珂川市内の各取扱金融機関または、料金課、那珂川出張所(那珂川市役所別館1F)窓口に備え付けの専用申込用紙にて申請ができます。

#### (取扱金融機関)

・みずほ銀行・福岡銀行・西日本シティ銀行・佐賀銀行・十八親和銀行・筑邦銀行・福岡中央銀行・福岡信用金庫・福岡県信用組合・筑紫農業協同組合・ゆうちょ銀行・りそな銀行・佐賀共栄銀行

※お支払方法は、口座振替のほかに納入通知書(水道企業団(那珂川出張所)窓口、各取扱金融機関窓口(ゆうちょ銀行・りそな銀行・佐賀共栄銀行を除く)、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでのお支払い)があります。詳しくはホームページをご覧ください。

### 口座振替のインターネット(PC・スマートフォン)でのお申込みについて

ホームページの「料金・手続き」の「口座振替に変更したいとき」から手続きにすすめます。



(申込み可能金融機関)

福岡銀行、十八親和銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、筑邦銀行

▲口座振替申し込みはこちら

お問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988